

新設規制に関する事前評価書

規 制 の 名 称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に基づく各種規制の強化
担 当 部 局	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物・リサイクル制度企画室
評 価 実 施 時 期	平成15年3月
規 制 の 概 要	<p>【目的・指標】 廃棄物の不適正処理の一層の防止を図る。</p> <p>【制度の概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正し、以下の規制強化を行う。</p> <p>廃棄物であることの疑いがある物の処理について、地方公共団体の長は、報告徴収又は立入検査ができることとする。</p> <p>不法投棄及び不法焼却の未遂罪の創設といった罰則の強化を行う。</p> <p>欠格要件に該当することとなった廃棄物処理業者等についての許可の取消しの義務化、廃棄物処理業の許可に係る欠格要件の追加といった許可手続の適正化を行う。</p> <p>事業者が一般廃棄物の処理を他人に委託しようとする場合には、一般廃棄物処理業者等に委託しなければならないこととするともに、政令で定める基準に従わなければならないこととする。</p>
規 制 の 必 要 性	<p>占有者が「有価物」と称して法の規制を逃れて廃棄物の不適正処理を行うような事例が多くあることから、そのような場合に地方自治体が報告徴収・立入検査を円滑に、適切適時に行いうるよう規定を整備する必要がある。</p> <p>近年、警察等による監視が強化されており、不法投棄等の実行に着手した後に監視に気付くなどにより、行為の完遂に至らず処罰を免れることがあるが、これらの者が再び不法投棄等を行う蓋然性が高いことから、不法投棄及び不法焼却について未遂罪を新設する必要がある。</p> <p>廃棄物の不適正処理が悪質化・深刻化の一途をたどっており、特に悪質な場合は事業停止命令等で十分に対処できる状況ではなくなっていることを踏まえ、廃棄物処理業者が欠格要件に該当した場合や、重大な違反行為を行った場合のように、もはや適正に業を行う資質に著しく欠けるような者については、全国一律に許可を取り消さなければならないこととするよう規定を整備する必要がある。また現行の制度では許可の取消し処分を受けた者は欠格要件に該当するが、欠格要件を逃れるために聴聞通知を受けた時点で自主廃業し、別法人を立ち上げる事例が見られることから、このようなケースを欠格要件として追加する必要がある。</p> <p>近年、事業活動に伴い生じた一般廃棄物が民間の処理ルートを通じて処理される量が漸増していることから、その適正処理を確</p>

	<p>保するため、事業者が一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合の基準等について定めることが必要である。</p>
期待される効果	<p>廃棄物を有価物と称する占有者等のケースに対しても円滑に適切適時に報告徴収・立入検査を行うことができ、不適正処理を未然に防止することができる。</p> <p>これまでは既遂の場合しか罰することのできなかつた不法投棄及び不法焼却について、未遂の場合も罰することで再発を防止することができるとともに、完遂される前に摘発できることから、不法投棄等による環境汚染を未然に防止することができる。</p> <p>悪質な処理業者の処理事業の市場からのより一層の排除が進むことにより、適正な処理市場が確保される。</p> <p>事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の適正な処理を確保することができる。</p>
予想される国民の負担	<p>～ これらの改正は違法行為を行おうとする悪質な業者又はその疑いがある者に対応することを念頭に規制の強化を行うものであり、適正な活動を行う事業者に追加的な負担を強いるものではない。</p> <p>事業者が自らの一般廃棄物の処理を他人に委託しようとする場合、委託基準に従って委託を行うことが義務付けられる。</p>
学識経験を有する者の活用	<p>平成13年9月より中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討を行い、平成14年3月の中間取りまとめを経た後、同年11月に中央環境審議会より「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」意見具申がなされた。</p> <p>(中間取りまとめ(http://www.env.go.jp/council/toshin/t03-h1311.html)及び意見具申(http://www.env.go.jp/council/toshin/t03-h1408.pdf)については別添資料参照。)</p>
評価に当たって使用した資料その他の情報	<p>地方公共団体等からの要望書においても、「廃棄物の不法投棄に対する取締り及び罰則の強化を図ること」といった不適正処理対策の強化を求める要望が見られる。</p>
評価結果	<p>廃棄物の排出量の高水準での推移、不法投棄等の不適正処理の多発など、廃棄物をめぐる社会問題が依然として深刻であること等を受け、不適正処理対策の更なる強化が必要とされているところであるが、今回の法改正に伴う規制の強化により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の疑いのある物に対する報告徴収・立入検査による不適正処理の未然防止 ・ 不法投棄・不法焼却の未遂を罰することによる再発の防止 ・ 欠格要件の取消し義務化等による、悪質な業者の処理市場からの排除 ・ 一般廃棄物の処理委託基準の創設による排出事業者責任の強化等が図られることから、今回の法改正は不適正処理の一層の防止に資するものと考えられる。